

禅宗とは。

禅宗とは、常識的にいえば、中国の唐から宋の時代に仏教界において興隆してきた仏教の一派で、その教えは鎌倉時代に日本にももたらされた。現代の日本においては、仏教の主流とは言えないが、八代宗派の一つとして存続している。また、とかくの批判のある葬式仏教の慣習は、その方式が中世後期の禅宗のやり方に由来している。

禅宗の源泉はインドにあるが、今問題としようとする禅宗もしくは禅は、中国で形成、発展した。インドから禅宗をもたらした人物は菩提達磨といわれるが、それは達磨の存在を含めて、伝説というべきものであって、5代目といわれる慧能の説いた南宗禅といわれる系統が現在の禅の主流である。

禅（ディヤーナ）とは精神を集中して瞑想することであるが、万物の無情や無我を実践的に体得し、次第に煩悩を捨てて自由な境地に進むのである。その最終の目的は現世の苦から離脱することにあつた。（いわゆる悟りがそれである。つまり、仏教が理想とする、人間が到達する心身の最高の境地のことである。この境地に達した人を仏という。）

ゴータマ・シッダールタの説いた原初の仏教においても、人間が種々の修行によってこの世の一切の苦難、悩みを超越した境地に達することを究極の目的とした。¹

原始仏教においては、最大七回輪廻を重ねて悟りに至るとされたが、次第に修行にはこれ以上の多大な時間を要すると考えられるようになった。悟りには何劫も何阿僧祇劫もかかるというインドで主流となった発想に対し、輪廻という発想がなく来世の観念も乏しい中国（他の東アジア国も同様）では、基本的には、時間とか段階を経ずに、現世において一気に悟りに達するという方向が模索されたのである。²

このように中国で発生した禅宗は、頓悟を説く南宗禅と漸悟を説く北宗禅に分かれたが、頓悟を説く南宗禅が主流となった。頓悟とは、一瞬にして悟りに至ること、漸悟とは段階を経て悟りに至ることであるが、漸悟といっても人の一生のうちに悟りに至るから、インドの伝統的な考えからは遙かに隔たっている。

唐の末期に破仏運動や戦乱によって、仏教界が混乱する中で、「不立文字、教外別伝」を説く禅宗は、経典がなくても済む、認められなかった僧の労働を活用するシステムを作り上げる、などで仏教界に活力をもたらし、力を持つようになっていった。

*1 この点において、仏教は本当に宗教であるのか疑問がある。

私は、超自然的な存在（(人格的存在といってもよい）が、世界を支配・管理しているという概念を含まない限り、宗教ではないと考えるので、少なくともシッダールタの説いた原始仏教の教えは現世において苦悩を超越する方法を説いたもので、そこに超自然的存在を前提としていないから、いわゆる宗教というものではないと思っている。

*2 もっとも、インドにおける大乘経典に、同じ発想の端緒が見られる。

そのなかで、s 臨濟宗、^{いきょう} 滙仰宗、雲門宗、曹洞宗、法眼宗の五家が成立し競うようになる。

彼等は、「不立文字・教外別伝」から、經典に基づいた理論的な「説明を拒否、個人から個人への端的な言動によって悟りの境地を表現し、指導することが、修行の中心となった。

そういった言動が記録されてこれを「公案」¹ と呼んだ。公案とは、裁判の事案のことである。修行者は、事案の判決に当たる答えを提出する。その答えによってその修行者がどのくらい悟りの境地に近づいているかが判定される。現在でも「公案」方式を採用しているのは、臨濟宗である。

禅宗の思想なるものを知るには、古今の書物に頼るか、禅寺で修行するしかないが、後者はそう簡単なことではないから、書物に頼るしかない。しかしながら、不立文字・教外別伝を謳う禅宗には思想そのものを説く經典というものがない。ただ、これに代わるものとして、名僧といわれた先人の言動の記録が残されており、これが、他宗派における經典の役割を果たしている。これを公案集と呼んでいる。

禅宗の修行に用いられる公案集としては、碧巖録、無門関、臨濟録等がよく知られているが、中でも、最も重要視されるのが碧巖録である。

そこで、この碧巖録にもとづいて、禅の思想にアプローチしてみたい。

碧巖録とは²

禅宗において「宗門第一の書」と言われる公案集である。ここで、宗門とは上記の各宗派全体を指しており、禅宗の聖典というべきものとして珍重されてきたことを表している。

「碧巖録」は、公案が百則集められており、個々の公案は、次のような基本構造³ から構成されている。

- 1 著名な指導者（僧）が提示した公案、
- 2 これに対する修行僧の回答、
- 3 その回答に対する指導者の指導

*1

*2 現在、用いられているテキストは、元代の写本に基づくもの（五山版）であるが、この他に、我が国には「一夜本」と呼ばれる写本があり、伝説によれば道元（1200-1253）が中国から帰る直前に一夜で書き写したといわれている。後者は中国には残っていないが、こちらの方が古い版と考えられている。両者の文言上の違いは大きい。（後者の方が分かりやすいといわれる。）

*3 ここで「基本構造」と断ったのは、単に問題である「公案」だけが示されている則もあれば、修行者の回答や指導者の指導の他、後日談まで付加されている則もあるからである。

公案を集めた書物として、碧巖録以外にもあるが^{*1}、碧巖録が他を圧する形でもてはやされたのには理由がある。

碧巖録の百則を選んだのは誰かという、雲門宗の僧、雪竇重頭（980-1052）である。さらに雪竇は選んだ公案（原形、「本則」と呼ぶ。）に注を書き足した。注といっても、詩文の形を取っている。更にいえば、雪竇は詩才があり、その素晴らしさが碧巖録の価値を高めている。この詩文を頌と呼んでいる。

頌は、注釈ではなく、雪竇の境地を詠ったものである。本則と頌が雪竇の著作である。（「雪竇頌古」と呼んでいる。）

その後、この雪竇頌古に臨済宗の園悟克勤（1063-1135）が更に注釈を加えたものが「碧巖録」である。

園悟の注釈は、園悟自身が付した三つのカテゴリーで示される^{*2}。

- 1 垂示（導入部ともいうべきもので、本則を読む心構えを説く。）
- 2 著語（本則に括弧書きで付記された註）
- 3 評唱（本則の歴史的背景とか、本則を読む視点の指示とか）

禅の思想を探るために碧巖録の公案から見ていきたいが、百則あるので、どの公案を選ぶかの問題がある。私の好みで第5則として載っている「雪峰の尽大地」といわれる公案を取り上げることをお許し願いたい。その他、臨済録^{*3}の「上堂」と、無門関^{*4}の「無字の公案」にも触れます。

〈資料参照〉

*1 無門関、臨済録等

*2 園悟による注釈は雪竇の本文に比べて、長文でくどいくらいに詳細である。そもそも不立文字、教外別伝を謳った禅宗が他宗派に比べても饒舌であることは皮肉である。岩波文庫【碧巖録】の筆頭編者である入江義高氏によれば、〈敢えて、ネガティブなものを取り上げれば〉、

『「著語」には順逆・緩急にムラが多くなかには単なる揚げ足とりか冷やかしだけに終わっていることの明らかな例も、すこぶる多い。』

『正に対してすぐ反を持ち出すという図式の多用は、すこぶる読む者の感興を殺ぐ。』

『評唱の出来不出来のムラが相当なもの』

『着語と整合しない場合がきわめて多い。』

氏によれば、気にしないで読むか、本人と一緒に楽しむか、飛ばして相手にせぬことするか、読者の自由』であるとのこと。

*3 臨済義玄（慧照）（?～867）の語録。

*4 無門慧開（1183-60）による公案集。

哲学者による禅の存在論

現代の哲学者が禅における言語否定についてどのようなことを述べているか。又引きであり、かつ一部の引用であるが、示してみる。

さらに、これに対し、末木文美士教授が述べている批判を紹介したい。
(資料参照)

私見

碧巖録を読んで、各公案の意味するところ(あるいは、そこで存在すると述べられている境地・悟りといわれる境地)を明確に述べる人がいるだろうか。さまざまな講義録、解説本を読んでみても、これが公案の意味するところであると明確に述べているものは皆無である。まして、そこで述べられている悟りの境地とはこういうものであると説明してくれる書物は皆無である。それらの解説がいわんとするのは、「いわく言いがたし。暗黙の内に察するべし。」ということのみのようである。「不立文字 教化別伝」だからというのであろうか。

私見によれば、ほぼ全ての公案が意味していることは、まず「自己を確立せよ。」「自己を見つめよ。」ということである。ただ勿論、それだけではない。しかし、最初に、そのことが前提となっていると思う。このことが強く主張されている例として、臨済の「無位の真人」の公案や法眼の「汝はこれ慧超」の公案などがある。

次に、各公案が主張するのは、「全ての物事から、我々が社会から教えられ学んできた意味を剥奪してみよ。そのうえで、構成される世界を体得、認識してみよ。」ということである。そこに展開する世界と自己の存在を再認識したとき、そこに未知の境地が開けてくるというのである。しかし、それは、悟りに至る方法を、ごくおおざっぱに述べたに過ぎず、その悟りとはどのようなもの(内容)かについては、語らないのである。

末木文美士教授たちが、碧巖録の現代語訳を完成させたときに、気の付いたこととして、古い時代(唐末)の公案は、ある程度説明的で分かりやすいものであったが、時代が下ってくるにつれて、言語否定的な方向が強まり、以前のやや分かりやすい解釈を否定するようになったと思われるとしている。^{*1}

*1 園悟による碧巖録注釈はまさにその典型といえる。更に、同じ内容の公案が、時代が異なる別々の公案集に併存するとき、後の時代に成立した公案集では説明的な部分が削除された形になっている例がいくつかある。